2015年6月25日施行

ひょうご市民活動協議会　会員規定

（目　的）

第１条　この規定は、ひょうご市民活動協議会（以下、本会）の会則を補足するものとし、本会の会員が本会の運営および諸事業に対し有する権利および義務の詳細を明確にするために設ける。

（定　義）

第２条　本会の会員は、本会の会則に定められた目的と事業に賛同し、市民社会の構築に寄与するものである。

（会員の範囲と義務）

第３条　本会の会員は、会則第５条に定める種別の通りとし、同条の規定により本規定第６条の会費を納入しなければならない。

（入　会）

第４条　本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を運営委員会に提出するものとする。

２　運営委員会は、前項の申込者がこの法人の目的に賛同するものであると認めるときは、これを拒否する正当な理由のない限り入会を承諾するものとする。

３　運営委員会は、第１項の申込者の入会を承認しないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（退　会）

第５条　会員は、退会しようとするときは、別に定める退会届を運営委員会に提出し、任意に退会することができる。

２　会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、運営委員会の議決を経て退会したものとみなすことができる。

（１）死亡または失踪宣告を受けたとき

（２）解散したとき

（３）破産宣告を受けたとき

（４）会費を２年にわたって納入しないとき

（会　費）

第６条　本会の会員は、次に定める会費を納めるものとする。

（１）正会員　　年会費 5,000 円

（２）準会員　　年会費 1,000 円

（３）協力会員　年会費１口 5,000 円

（会費の納入）

第７条　本会の会員は、毎年度当該年度の会費を年度当初に納入するものとする。

2015年6月25日施行

（会費等の不返還）

第８条　既納の会費等は、原則返還しない。

（規定の変更）

第９条　この規定は、総会の議決によって変更することができる。